

ご家族が亡くなられた方へ

内 灘 町

ご家族の方が亡くなられたときには、死亡届の提出以外に役場にて手続きを行う必要があります。

【ご持参していただくもの】

後期高齢者医療被保険者証

75歳以上の方と、65歳以上75歳未満の方で一定の障害がある方
(葬祭費の支給の際には会葬礼状などの葬儀の証明も必要となります。)

介護保険証

65歳以上の方と、40歳以上65歳未満で介護の認定(要支援～要介護5)を受けている方

年金手帳・年金証書・相続人のマイナンバーのわかるもの

公的年金の受給者(各種年金に関する手続きを年金事務所等で済ませていない場合)

国民健康保険証

お亡くなりになった方が被保険者の場合や、お亡くなりになった方が世帯主で、同一世帯内に国民健康保険加入の方がいる場合

障害者手帳・療育手帳・精神手帳・・・いずれも対象者のみ

ご印鑑(認め印・金融機関の届出印)

振込先がわかるもの(通帳またはキャッシュカード)

代表相続人と喪主の方が別の場合はそれぞれ必要となります。

過払いの保険料や未支給の高額療養費が支払われる可能性があります。また、葬祭費の申請の際には葬祭を行ったことを証する書面(会葬礼状等)が必要となります。

※お亡くなりになった方の名義で水道料や町税等の口座振替を登録されている場合は、変更申請する必要がありますので、金融機関の届出印をご持参してください。

※この書類には役場にて行う必要のある手続きの一部が書かれています。その他ご不明な点等ございましたら、担当各課に直接お問い合わせください。

問い合わせ先

保険年金課(健康保険・年金に関すること)	TEL 076-286-6702
福祉課(介護保険・障害者手帳に関すること)	TEL 076-286-6703
税務課(町税に関すること)	TEL 076-286-6706
上下水道課(水道料に関すること)	TEL 076-286-1115
住民課(住民票・戸籍謄本に関すること)	TEL 076-286-6701
農業委員会(農地の相続の届出に関すること)	TEL 076-286-6708